

(様式 1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	5-3
法令名	森林組合法	根拠条項	10-3		
許認可等	森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 10 条第 3 項 第 1 項の信託規程の変更 (農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)又は廃止は、 行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 1 審査基準 (2) 法第 10 条第 3 項の規定による森林組合の信託規程の変更の承認は、当該森林組合の変 更後の信託規程が「森林経営信託規程例」(昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号 林野庁長官通知)に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、 適切と認められる場合に行う。また、同項の規定による森林組合の信託規程の廃止の承認 は、当該規程に基づく信託事業が長期間にわたり行われていない等、当該規程を廃止す ることが適切であると認められる場合に行う。					
森林組合法施行規則第 2 条第 2 項 法第 10 条第 3 項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。 1 事業の実施地区の名称の変更 (事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないもの に限る。) 2 関係法令の改正に伴う規定の整理					
(その他)					